

岡山県病児保育事業 □登録申請 □利用申込 書

※新年度に初めて利用するときは、□登録申請・□利用申込の両方にチェック、2回目以降は、□利用申込のみにチェックしてください。

平成 年 月 日

病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町長 様

(倉敷市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町

岡山市・玉野市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・久米南町・美咲町・吉備中央町・備前市)

申請者(保護者)

住所 倉敷・笠岡・井原・総社・高梁・浅口・早島・里庄・矢掛
 (住民票に 岡山・玉野・瀬戸内・赤磐・和気・久米南・美咲・吉備中央・備前
 記載されて ※上記の該当市町名を○で囲んでください
 いる住所に 市
 なります) 町 _____

氏名 _____

連絡先 TEL _____

勤務先 TEL _____

利用期間	平成 年 月 日から	保育園(幼稚園)名
	平成 年 月 日まで〔 〕日間	
(ふりがな) 乳幼児名	生年月日 平成 年 月 日生 (才)	TEL -
利用児童の症名及び経過		
(1) 病気の種類(病名)		
(2) 発病年月日 平成 年 月 日		
(3) 症状及び経過		
児童を看護できない理由		

(記入上の注意)

- 1 利用対象疾病の範囲は、感冒、消化不良(多症候性下痢)などの乳幼児が日常罹患する疾病や、麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患、喘息などの慢性疾患及び熱傷などの外傷性疾患などです。
- 2 保護者が看護できない理由の範囲は、保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの社会的要因によるものです。
- 3 事業の利用料は、日額2,500円です。
- 4 生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうち母子世帯等の方は利用料が一部免除になりますので、減免申請書を提出してください。